

平成 30 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 相 木 孝 仁
(コード番号：6184)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 須 藤 諭 史
(TEL. 03-6262-3521)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 9 日、会社法第 370 条（取締役会の決議に代わる書面決議）による決議によって、以下のとおり、株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整えるため、株式分割を実施し、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成 30 年 8 月 31 日（金曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、4 株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数（平成 30 年 8 月 9 日現在の発行済株式数にて試算）

株式分割前の発行済株式数	9,287,600 株
今回の分割により増加する株式数	27,862,800 株
株式分割後の発行済株式数	37,150,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	96,000,000 株

(※) 上記発行済株式総数及び増加株式数は、取締役会の決議に代わる書面決議日から、基準日までの間に、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成 30 年 8 月 16 日（木曜日）
分割の基準日	平成 30 年 8 月 31 日（金曜日）
分割の効力発生日	平成 30 年 9 月 1 日（土曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割による資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

株式分割の実施に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成30年9月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	195円	49円
第3回新株予約権	195円	49円
第4回新株予約権	195円	49円
第5回新株予約権	195円	49円
第6回新株予約権	1,665円	417円
第7回新株予約権	1,665円	417円
第8回新株予約権	2,274円	569円

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。なお、定款の変更の効力発生日は平成30年9月1日（土曜日）となります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>96,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成30年9月1日（土曜日）

以上